

森林整備事業請負契約書（案）

- 1 事業名 五里国有林 森林整備事業（誘導伐：密着造林型（一貫作業））請負
- 2 履行場所 五里国有林 47 へ林小班
別紙、図面のとおり
- 3 事業内容 誘導伐作業面積 6.75 ha
予定数量 伐倒 1,640 m³
集造材 410 m³
C材等集造材 1,090 m³
合計 1,500 m³
獣害防止ネット設置 4,100 m
植付・地拵作業面積 6.75 ha
（別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、
作業内訳書のとおり）
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和9年2月26日 まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、
記番別作業内訳書、作業内訳書のとおり）
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金 円也）
- 7 選択条項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○
印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選	択	条	項
×	契約保証金の納付			第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供			第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証			第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証			第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結			第 4 条第 1 項第 5 号
○	支給材料及び貸与品			第 1 5 条
○	部分払（作業期間中 2 回以内とする）			第 3 8 条
×	前金払	請負金額の	／ 1 0 以内とする	第 3 5 条第 1 項
×	中間前金払	請負金額の	／ 1 0 以内とする	第 3 5 条第 4 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特約			第 4 0 条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
封印ペンチ	No,	一式	北薩森林管理署	契約締結日
封 印 鉛		5 0 0 個	〃	〃
銅 線	ワイヤー	1 巻	〃	〃
発送野帳		4 冊	〃	〃

9 特約事項

- (1) 使用する材料は、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。
(2) 森林作業道は、森林作業道作設マニュアルにより作設すること。

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款並びに製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35番地3

分任支出負担行為担当官
北薩森林管理署長

後藤 寿也 ⑩

請負者 住 所 〇〇県〇〇
〇〇会社
代表取締役

⑩

[注]請負者が共同事業体を結成している場合

請負者 〇〇共同事業体
代表者 住 所 〇〇県〇〇
〇〇会社
代表取締役

⑩

住 所 〇〇県〇〇
〇〇会社
代表取締役

⑩

記番別作業内訳書（生産事業）

林小班	作業種	区域面積 (ha)	控除面積 (除地等)	契約面積 (ha)	作業期間		支給材料内訳書			備 考
					自	至	品名	数量	価格	
4 7 へ	誘導伐	6.75		6.75	契約日 の翌日	R9.2.26				
計		6.75		6.75						

作 業 工 程 別 数 量 内 訳 書

材 種	作業工程	細 目	数 量	備 考
素 材	集造材		410 m ³	
	山元巻立	機械巻立	30 m ³	
	C材等 集造材		1,090 m ³	
	C材等 山元巻立	機械巻立	50 m ³	
	封印発送		1,420 m ³	

作業内訳書（造林事業）

1号物件

作業種	林小班	作業区分	区域面積 又は延長 (ha・m)	控除面積 (ha)	契約面積 又は延長 (ha・m)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
地拵	47へ	機械地拵	6.75		6.75	契約の 翌日	R9.2.26			宮之城(森)
		小計	6.75		6.75					
植付	47へ	長方形植	6.75		6.75	契約の 翌日	R9.2.26	スギコンテナ苗	10,900 本	宮之城(森)
		小計	6.75		6.75				10,900 本	
獣害防止 ネット設置	47へ	設置	4,100 m		4,100 m	契約の 翌日	R9.2.26	ネット一式	4,100 m	宮之城(森)
		小計	4,100 m		4,100 m					
合 計			6.75		6.75	地拵面積 (ha)				
			6.75		6.75	植付面積 (ha)				
			4,100 m		4,100 m	ネット延長 (m)				

【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

特約事項内訳書

記入番号	林小班	作業種	作業区分	契約延長 契約面積	使用材料等			備考
					品名	品質規格	数量	
	47へ	獣害防止ネット設置	設置	4,100m	獣害防止ネット	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート式)・ネット編目:100mm ・ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向)1,200N以上を有する強力繊維入り下部H1.0m以上仕様タイプネットであること(公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの) なお、全面ポリエチレンのみネットは不可。 ・ネット標準展開サイズ:H1.8m×50m ・スカートネットサイズ:H0.6m以上×50m ・付属資材:支柱規格FRP製φ33～35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付属部品についても、ネットの購入メーカー適合規格品であること	4,100m	宮之城
	47へ	植付	長方形植	6.75ha	スギ コンテナ苗木	苗長 35cm～ 根元径 5.0mm上 マルチキャビティ容量300CC	10,900本	宮之城

森林整備事業（誘導伐：密着造林型）請負仕様書

適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する誘導伐等請負事業に適用する。

1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。
但し、監督職員の指示のある場合はこの限りではない。

樹 種	長級 (m)	径級 (cm)	C材等未利用材	長級 (m)	径級 (cm)
スギ	3	14上	スギ ヒノキ その他	2	6上
	4	14上		3	
	6上	14上		4	
ヒノキ	2	18上			
	3	14上			
	4	12上			
	6上	14上			

2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

- (1) 伐採洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 人工更新を予定している箇所にあつては、植栽、保育等に支障のないよう枝条等を適切に処理すること。

3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量
契約書に記載された予定数量とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4 部分払いにおける数量の確定

- (1) 伐倒数量
面積按分による材積とする。
- (2) 素材数量
生産完了検査場所における検査数量とする。

5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- (2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による。

7 確定数量及び確定金額の通知。

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

8 その他 その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

別紙

番 号
年 月 日

請負者 殿

北薩森林管理署長

請負契約の数量・金額確定通知書

発注者（分任）支出負担行為担当官北薩森林管理署長 と請負者 とは、令和
年 月 日付け締結に係る 事業請負について、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 1 条第13項、第
14項及び仕様書第 7 の規定に基づき、最終精算の結果、下記のとおり請負契約数量及び請負金額が確定した
ので通知する。

記

1. 請負数量

予定数量
確定数量
増（減）

m3
m3
m3

（変更後）

別紙内訳書のとおり
2. 請負金額

予定総金額
確定総金額
（うち消費税額
増（減）

円
円
円
円

（変更後）
（精算）

別紙内訳書のとおり
3. 事業期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

請負金額増減内訳書

単位：円

材 種	事業場所	区 分	金 額	うち消費税	備 考

(注) 区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

請負数量増減内訳書

単位：m3

材 種	事業場所	区 分	作業工程	増減数量	備 考

(注) 区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（1）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（2）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に1 m以下の高さに棚積みすること。
この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。
植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（3）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。
苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（4）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（1）～（3）に準ずること。

（5）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（2）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- (1) ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 支柱は地形・地質を考慮し4m間隔を基本に打ち込み固定すること。
- (3) 急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- (4) ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- (5) 支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- (6) 各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- (7) 支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- (8) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (9) 上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

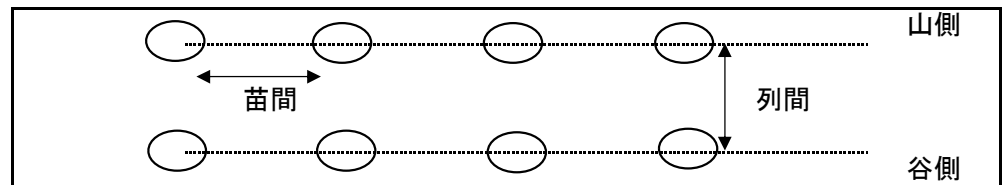
2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	
スギコンテナ苗	1,616	長方形植	2.0	3.1	47へ①
スギコンテナ苗	1,606	長方形植	2.0	3.1	47へ②
スギコンテナ苗	1,600	長方形植	2.0	3.1	47へ③
スギコンテナ苗	1,622	長方形植	2.0	3.1	47へ④
スギコンテナ苗	1,646	長方形植	2.0	3.0	47へ⑤

(平面図)



4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表面は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。
- (3) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特 約 事 項(誘導伐等)

- 1 請負者は、特記仕様書を遵守すること。

特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」によることを基本とすること。

- 2 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。

- 3 請負者は、2で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。

- 4 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

特 記 仕 様 書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（令和3年4月1日付け2林整第1400号林野庁長官通知）に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

1 路網計画（見取り図）

- ① 路網計画は、事業計画案の提出時に添付する事業計画図案において、次の点を反映し作成すること。
- ② 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ③ 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
- ④ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の安全確保の観点から、こうした箇所カーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

2 切土・盛土の均衡

切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。

なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、作業手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

3 伐開

別紙保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

4 土工計画

土工計画の概要書として①～⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
（※ 堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう十分に締め固めて仕上げる。）
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
（※ はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。）
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
（※ 切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。）
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
・洗い越しの標準断面図
・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
（※ 路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。）
- ⑦ その他
事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

5 作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

6 施工管理

作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

7 その他（汚濁等が発生した場合の処置）

本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとともに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明等の措置を講じること。

森林作業道作設マニュアル

森林作業道作設方法

1 線 形(ルート設定)

- ア 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう選定する。(土質の脆い箇所、崩壊地等を回避する、集水域を大きく変えるような線形、水が集まりやすい箇所や沢に近接する線形は避けること。)
- イ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に運行できるように設定するとともに、主に運搬用として使用する区間については排水に考慮し尾根筋にカーブ状に設定することを心懸けること。
また、主に集材等に使用する区間は、基本的に等高線に沿って設定し、雨水等を安全な尾根筋や沢に分散排水させる線形とすること。

2 開 設

(1)盛土のり面保護工

- ア 最初に盛土を支える水平の基礎部を谷側斜面の最下部に作設すること。(地山優先の掘削禁止)
- イ 林地を覆っていた表土及び無機質土壌を交互に基礎部の上に移動・配置し、おおむね30cm程度の層毎にバケット背面等で十分転圧しながらサンドイッチ状に盛
- ウ 路体堅固な土構造によることを基本とし、路肩までキャタピラで十分転圧すること。
- エ 盛土勾配はおおむね1割にすること。
- オ はぎ取り表土や根株は谷側の法面に適切に配置し、盛土のり面保護工として活用すること。
- カ 林内への落石、土砂の崩落等の発生を最小限に抑えること。
- キ 不安定な土石、土砂等を路体、切土のり面、盛土部分に放置しないこと。
- ク 切土のり面は直切りとし、切土高は、1.5m程度以内に努めること。
- ケ 主に集材等に使用する区間は、上記1のイのほか、概ね20m毎に低く波打つように波形勾配を利用した分散排水とすること。
- コ カーブ部分は、スムーズに回れる半径(水平方向概ね半径6m以上)、縦断勾配を確保すること。
- サ 路網幅員は、契約条件に従うこと。
- シ 仕上げ段階で切り取り法面に飛び出した根をカットすること。

(2)構造物の作設

- ア 沢を横断するところには、転石等で洗越等を作設すること。
- イ 洗越は、十分な通水断面面積をもたせた緩やかな凹型勾配(5%程度)にし、水の流れに対して直角に作設すること。
また、谷側(吐口)に地山の浸食防止のための石張り、丸太積み、巨石の設置等を行い、山側(呑口)には、少し切り込んで転石等を敷き、よく転圧すること。(上流部、下流部に流速を抑えるための水溜を設ける)
- ウ 急傾斜地や脆い地質の場所は、丸太組等で補強すること。
(構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置)
- エ 作業中及び施業終了時には、豪雨時に出水が予想される崖地や小さな沢等に水切り(丸太等の活用)を設置すること。

(3)機械等

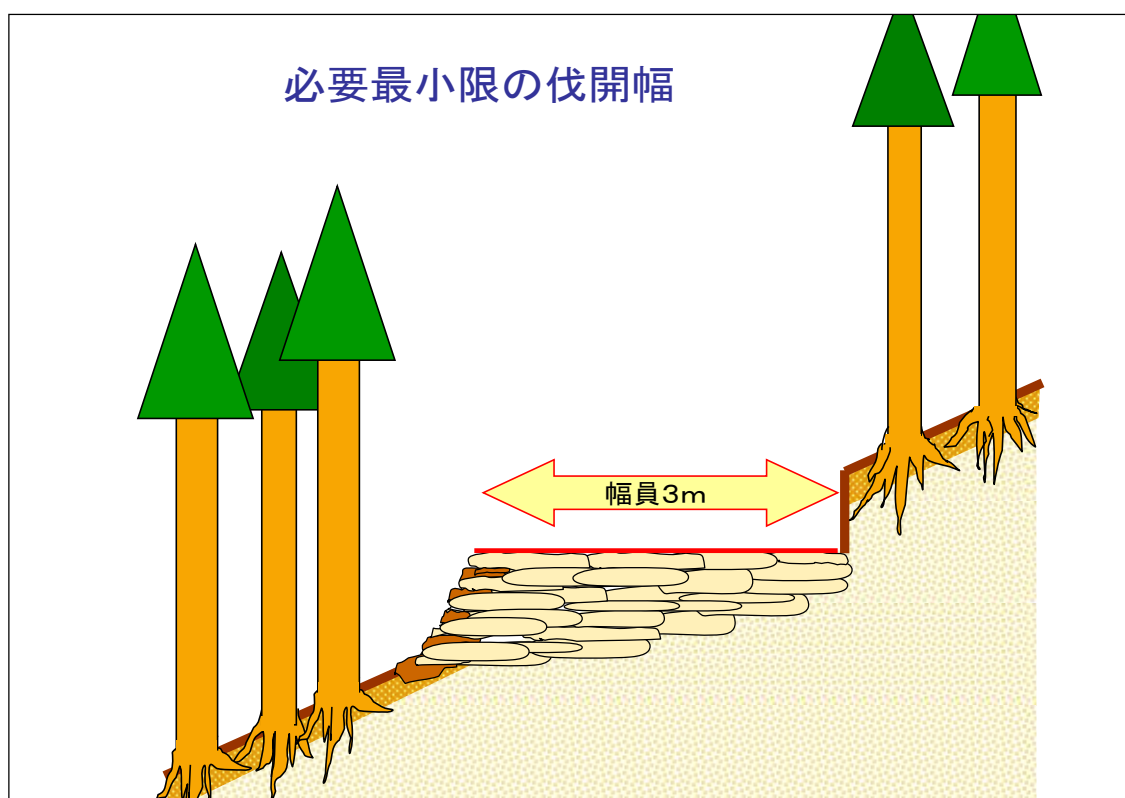
- ア 使用する機械は、現地の状況や開設する作業路網の幅員等に適合した大きさ(0.20m³~0.45m³程度)を使用すること。

3 そ の 他

- ア 伐開手は、作業路網支障木の伐採に当たって、不用意に先行伐採せず、オペレーター等とよく打ち合わせた上で、必要最小限の範囲を伐採すること。
- イ 伐開手は、盛土のり面保護工に利用しやすいように、支障木の伐り口は若干高めに伐採すること。
- ウ 伐開手は、開設作業が効率的に行えるよう伐倒木及び枝条等を適宜整理しておくこと。
- エ 開設作業は、基本的に上り作業で行うこと。
- オ 降雨時等、路体がぬかるみやすい状態での無理な作業は行わないこと。

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



特約事項（製品生産事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$

※補正係数は 1.2 とする。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。